
●求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定所や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着 手 金 一求人あたり500,000円以内 活動1日あたり 50,000円以内 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定所や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

●求職者からは手数料は徴収いたしません。

許可番号 15-ユ-300020
事業所名称 株式会社アルメイツ
事業所所在地 新潟市中央区堀之内南1-1-22